

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

福井国民年金 事案 233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 11 月から自営業を始め、当時から毎月口座振替で国民年金保険料を納付していたが、ねんきん特別便を見て、申立期間が未納となっていることを初めて知った。今まで公共料金等を滞納することなく納めてきたので、国民年金保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 1 月 30 日に払い出され、51 年 12 月 1 日に遡って資格を取得していることが確認でき、申立人の市町村国民年金被保険者名簿を見ると、保険料納付状況欄に「収納通知による 56 年 7 月～3 月、5/18」と記載されており、日本年金機構 A 事務センターは、当該納付状況欄に記載された記録は保険料を過年度納付したものであると回答していることから、57 年 5 月 18 日に納付したものと考えられ、当該納付時点において納付が可能であった申立期間①のうち、55 年 4 月から 56 年 3 月までの保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立人は、国民年金加入当初から当座預金で毎月口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、B 市は、旧 C 町における国民年金保険料の口座振替は、昭和 60 年頃から開始していると回答しているほか、申立人が取引していた金融機関は、申立人が当座預金を開設し取引を開始した時期は 59 年 4 月であると回答していることから、60 年頃以前の

期間は口座振替により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

申立期間①のうち昭和 51 年 12 月から 55 年 3 月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 55 年 1 月 30 日時点において、特例納付（第 3 回）、過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な供述は得られない。

また、申立期間②について、上記金融機関から提出された申立人の当座預金に係る出入金データ（昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで）を見ると、申立期間②のうち、59 年 4 月から 62 年 3 月までの当該データからは、当時の国民年金保険料額に相当する振替金額の記録は確認できない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から48年3月まで

ねんきん特別便によって国民年金保険料の未納期間が42か月あることを初めて知り、国民年金手帳とともに昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料の領収書を添付して年金加入記録回答票を提出したところ、平成22年8月31日に昭和48年4月から49年3月までの期間について納付済みとして訂正が行われた。

しかし、私の国民年金については、父又は母が加入手続きを行い、納付済みに追加訂正が行われた期間のみならず、申立期間についても、父が私の国民年金保険料を町内の集金担当者に納付してくれていたため、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、「就職先が内定した後において、わざわざ昭和48年度の国民年金保険料のみを父親が納付したとは考えられない。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月5日に払い出されており、20歳に到達する45年*月*日に遡って資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間のうち、47年4月から48年3月までの保険料については、現年度納付が可能であるところ、当該期間直後の48年4月から49年3月までの保険料を現年度納付している状況を踏まえると、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料についても現年度納付したものとみても不自然ではない。

また、申立人の納付記録については、申立期間直後の昭和48年4月から

49年3月までの期間について、申立人が所持する国民年金保険料領収書により、未納から納付済みに記録が訂正（平成22年8月31日）されており、申立期間当時において、行政機関の記録管理に不備があったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの保険料については、払出日を前提に納付方法をみると、過年度納付することは可能であるが、申立人からは過年度保険料の納付方法等に関する具体的な供述が得られない。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらないほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで
③ 昭和44年7月及び同年8月
④ 昭和44年11月から45年9月まで
⑤ 昭和47年1月から同年3月まで

私はA市B区に居住していた当時、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納めていた。

当時、保管していた領収書は、C台風の水害で紛失してしまったが、間違い無く保険料を納めていたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①から⑤を除き保険料を全て納付している。

申立期間②について、申立人は、当時居住していた住所地において申立人及びその夫の国民年金保険料を集金人に納めていたと主張しているところ、申立人の特殊台帳を見ると、夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された時期に当たる昭和39年4月から現年度保険料を納付している上、申立期間②直前の41年4月から42年3月までの期間及び申立期間直後の43年4月から同年9月までの期間の保険料を遡って過年度納付していることが確認できることを踏まえて判断すると、申立期間②の前後の期間の保険料を過年度納付しながら12か月と短期間の過年度保険料を納付しなかったも

のとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 5 月 16 日に払い出され、36 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間①のうち、36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料については、徴収権の時効消滅により納付することができず、特例納付により納付することになるほか、37 年 4 月から 39 年 3 月までの保険料については、過年度納付することになるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な供述が得られない。

また、申立期間③から⑤について、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間を含む昭和 44 年 7 月から 47 年 3 月までの保険料が未納（33 か月）であることが確認でき、平成 19 年 7 月 6 日において二つの厚生年金保険の被保険者期間が記録統合されたことにより、国民年金被保険者の資格記録が訂正・追加されていることから、当該訂正・追加処理前の申立期間は連続する未納期間であったと考えられる上、申立人からは厚生年金保険との切替手続状況や保険料の納付方法に関しての具体的な供述が得られない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和27年7月12日から同年8月1日までの期間、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA工場における資格取得日に係る記録を同年7月12日に、資格喪失日に係る記録を29年1月5日に訂正し、標準報酬月額については、27年7月を4,000円、28年12月を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月9日から同年8月1日まで
② 昭和28年12月31日から29年1月5日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A工場（現在は、B）における厚生年金保険被保険者の加入期間に相違があることが分かった。

私は、昭和27年6月9日にA工場に入社し、28年12月31日の宿日直を指示され勤務したことを記憶している。

また、年明けの1月4日出社し年始の挨拶の後、同日付けの退職願を上司に提出し即日受理され、離職理由を「解雇」としてもらい、7日間の待期期間後、失業給付を受給できることになった。職業安定所では、5か月間の職業訓練を受講していた折、同所に掲示されていたC市の職員採用募集を見て応募した結果、昭和29年6月からC市の職員に採用された。このような経緯から同工場における厚生年金保険の加入期間に欠落があることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年6月9日にA工場に入社し、29年1月4日まで継

続して勤務していたと主張しているところ、同工場を退職後に勤務したC市から提出された申立人に係る人事記録を見ると、「前歴欄」に「自昭和27年7月12日、至28年12月31日、A工場勤務」の記載が確認できることから、申立人は、当該期間において、同工場に勤務していたものと認められる。

申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚3人及びこれ以外の同僚3人の計6人に対して当時における厚生年金保険の適用状況について確認したところ、5人が入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていたと供述している。

また、Bから提出された「A工場配属表」及び「退職者名簿」を見ると、当該配属表に記載されている同僚6人全員が退職者名簿に記載されている入社日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和27年7月12日から同年8月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和27年8月の記録から、4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、「昭和28年12月30日が仕事納めで、翌日の12月31日の宿日直勤務を命ぜられ、当日の午前8時から翌日の午前8時まで日直及び宿日直勤務し、年始休暇後の29年1月4日に退職願を提出し、即日受理された。」と詳細かつ、具体的に供述しているところ、昭和28年12月30日に退職する者に同年同月31日の宿日直勤務を命ずることは考え難い上、同工場の昭和29年の仕事始めの日は1月4日であったことが確認できることから、申立人の退職時の状況についての供述には不自然さはうかがえない。

また、同Bから提出された辞令原簿（残存する昭和28年9月18日から29年1月1日まで。）を見ると、本来記録されているべき申立人の退職に関する記録が確認できず、申立人が同工場を昭和28年12月30日に退職し、同年同月31日に被保険者資格を喪失した事実が確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和28年11月の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、昭和27年7月及び28年12月の申立人に係る保険料の事業主によ

る納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 27 年 6 月 9 日から同年 7 月 12 日までの期間については、申立人が名前を挙げた同僚からも同工場に入社した時期を特定する供述が得られないなど、勤務実態を確認することができず、このほかに申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 27 年 6 月 9 日から同年 7 月 12 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を昭和 20 年 4 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 9 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、70 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A における資格取得日に係る記録を昭和 20 年 11 月 7 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 20 年 11 月から 21 年 3 月までは 70 円、21 年 4 月から同年 10 月までは 330 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 9 日まで
② 昭和 20 年 11 月 7 日から 21 年 11 月 1 日まで

年金事務所で父親の船員保険の加入記録を照会したところ、「B 社において昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得していることが判明したが、資格喪失日が確認できない。」旨の回答を受けた。

私の父親は、申立期間①及び②当時、B 社所有の貨物船に乗船していたので、調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の B 社における被保険者記録は、確認できないものの、同社に係る船員保険被保険者名簿に

において、申立人と同姓同名、かつ同一の生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できたことから、申立人は、同社に勤務し、昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得したものと認められる。

また、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記載は無く、申立人と同時期に船員保険の資格を取得している 197 人のうち、当該被保険者名簿の職務欄に記載されている職務が申立人と同じ 52 人についてオンライン記録を見ると、このうち、16 人についてのみ資格喪失日を確認することができるものの、36 人については確認できない。

一方、C 県 D 課から提出された申立人の兵籍簿を見ると、申立人は、昭和 20 年 4 月 22 日に現役兵として E 隊に入営し、同日に、F 隊に編入され、その後、同年 8 月 18 日の復員下令により同年 9 月 9 日に復員完了したことが確認できることから、申立人は復員時点まで船員保険の被保険者であったと認められる。

また、当時の船員保険法第 60 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その船員保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が海軍に召集されていた期間については、仮に被保険者として届出が行われておらず、法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきである。

以上のことから、申立人の資格喪失日については、兵籍簿の復員完了日である昭和 20 年 9 月 9 日とすることが妥当である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、B 社に係る船員保険被保険者名簿の記録から、70 円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の資格取得日は、昭和 21 年 11 月 1 日とされている。

しかしながら、B 社は、「申立人の乗船履歴から、申立人が昭和 20 年 11 月 7 日に G（船舶名）に乗船したことは確認できる。」旨回答している。

また、同社から提出された申立人の乗船履歴証明書を見ると、申立人が乗船した G について、「徴用：昭和 20 年 10 月 11 日、解除：22 年 2 月 15 日」と記載されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②において A の管理下にあった G に乗船していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、A における船員保険被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の船員保険被保険

者名簿及び船員保険被保険者台帳の記録から、昭和 20 年 11 月から 21 年 3 月までは 70 円、21 年 4 月から同年 10 月までは 330 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

福井厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和51年8月及び同年9月を4万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が昭和51年8月及び同年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から59年2月1日まで

私は、昭和42年11月6日から46年3月11日までの期間及び47年8月1日から59年1月31日までの期間、個人が経営する事業所において勤務していたが、ねんきん定期便を見たところ、昭和47年8月から59年1月までの標準報酬月額が記憶している報酬月額よりはるかに低いことが分かった。申立期間の一部について、給与明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和51年8月及び同年9月を4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、申立てに係る事業所は既に適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主は死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月まで、50年2月から51年7月まで、51年10月から52年6月まで、同年8月については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、昭和50年1月及び52年7月については、給与明細書等が無く、保険料控除額を確認することはできないものの、前後の月の給与明細書から推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

さらに、昭和47年8月から49年9月まで、52年9月から59年1月までの期間については、給与明細書等が無く、保険料控除額を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和47年8月から51年7月までの期間、及び51年10月から59年1月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで
年金事務所からの通知により、昭和 40 年 7 月から 47 年 3 月までが未納であることを知った。私たち夫婦は、結婚した 1 年ぐらい後に国民年金に加入し、以後保険料を納付していたと思う。特に妻は、昭和 44 年 11 月以降、夫婦の保険料を A 金庫 B 支店において納付した記憶があり、45 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料については夫婦ともに領収書を所持しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 44 年 11 月以降、金融機関において妻が納付していたはずであり、納付した領収書を所持していると主張しているが、申立人が所持している「国民年金印紙検認票」（複写式 2 枚）は、45 年 4 月から 46 年 3 月までの保険料額が記載されており、昭和 45 年度 12 か月分の国民年金保険料額と一致しているものの、当該検認票の「検認印欄」及び「検認担当者印欄」は空白である上、申立人が所持している国民年金手帳（昭和 45 年度から 49 年度まで。）を見ると、国民年金印紙検認記録欄及び国民年金印紙検認台紙欄は全て空白であることが確認できる。

また、当該検認票は、国民年金保険料納付通知書兼領収書ではないことから、申立人が主張する金融機関窓口において保険料を納付することはできないほか、当該検認票について、当該市町村及び日本年金機構 C 事務センターは、申立期間当時、領収書として取り扱っていたかは不明であると回答しており、仮に領収書として取り扱われていたとしても、保険料を納

付した時に1枚が収納者控え、他の1枚が納付者控えとなると考えられることから、2枚複写の検認票を2枚とも所持していることは不自然である。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻のオンライン記録を見ると、申立期間については未納となっているほか、夫婦の市町村国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者納付記録票（電算記録）、オンライン記録及び特殊台帳の納付記録は全て一致しているなど、行政機関の記録に不自然さはみられない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧(昭和40年5月31日から46年2月3日まで。)したが、申立人の氏名は確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 237

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 3 月まで
ねんきん定期便を見たところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

私は、A社を退職した直後に、自分で町役場に出向いて、国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料の納付については、毎月、納付組織が集金に来ていたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めてきたところ、妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の国民年金保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、町役場に出向き、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付組織で納めていたと申し立てているが、申立人及びその妻の保険料の収納日が確認できる平成元年度以降について、オンライン記録を見ると、申立期間直後の平成元年度においては、収納日の大半が月及び日とも相違している状況が確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、毎月、納付組織の者が集金に来ていたので、国民年金保険料を納付していたはずであると申し立てているが、B町は、「昭和 45 年から 50 年頃までは、申立人の住所地（B町C地区）に納付組織が存在していたが、50 年以降の存在については確認することができない。」旨回答しているほか、オンライン記録及び市町村国民年金被保険者納付記録票（電算記録）を見ると、申立期間は全て未納となっており、

行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、申立期間について、国民年金手帳記号番号簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できないなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月
② 平成 2 年 10 月
③ 平成 10 年 10 月から 13 年 10 月まで
④ 平成 16 年 9 月から同年 12 月まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額を見ると、厚生年金保険加入期間のうち、申立期間について、実際に支払われた給与支給額より低くなっていることに気付いた。

私は、昭和 49 年 4 月に A 社に入社し、平成 16 年 12 月 31 日に退職するまで継続して勤務していた。平成 13 年 4 月に A 社と B 社が合併して、C 社（現在は、D 社）となったが、勤務期間中、毎年定期昇給が必ずあり、特に、4 月から 6 月の年度初めは残業が多かったことから、申立期間の標準報酬月額の記録に納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の C 社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、従前の標準報酬月額よりも低い額で記録されているが、申立期間当時は毎年定期昇給があり、給与ベースは上昇していたと申し立てている。

しかし、D 社は、「申立期間①当時の給与データが残されていないため検証できないが、申立人の標準報酬月額 13 万 4,000 円は当時の同僚（同期入社、高校卒、平成 13 年 4 月現在 C 社在籍者）に比しても高く、給与支給額よりも標準報酬月額が低いとは言えない。」と回答している。

また、同社は、「申立期間②から④までについては、当時の給与データを保存しており当該データを基に標準報酬月額算定根拠を復元し、標準報酬月額を検証した結果、全てオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、申立人の在職中、固定給与が増額基調において、標準報酬月額が従前額より下がることは、算定基礎及び月額変更届のルール上、当然あり得ることで、算定基礎月の時間外手当や通勤交通費の減少が固定給与の増額より大きかったものと考えられる。」と回答しているところ、申立期間②から④までについて、同社から提出された給与データを見ると、源泉控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は全て一致していることが確認できる。

さらに、申立人のA社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票を確認しても、標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録（資格記録）とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚2人について、標準報酬月額の推移をみると、申立期間中において、標準報酬月額等級区分による等級が降級している時期が複数回あることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。